

平成 29 年 3 月 3 日

企業会計基準委員会 御中

PwC あらた有限責任監査法人 品質管理本部
アカウントティング・サポート部

「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における
割引率に関する当面の取扱い（案）」の公開草案に対するコメント

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 29 年 1 月 27 日付で公表されました実務対応報告公開草案第 51 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）」（以下、本公開草案）について、コメントを表明する機会をいただきお礼申し上げます。

私どもの意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

本公開草案に付された個別の質問項目に対する私どもの意見について、以下に記載する。

質問項目**質問 1**

本公開草案では、平成 29 年 3 月 31 日に終了する事業年度から平成 30 年 3 月 30 日に終了する事業年度について、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれも認めることを、当面の取扱いとして提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。
--

【意見】

- ① マイナスの利回りをそのまま利用する方法と利回りの下限としてゼロを利用する方法のいずれが適切であるかを明確にする実務対応報告を公表することが望ましく、その

ためにはさらなる分析やそれに基づく十分な議論が必要であると考え。仮にいずれの方法も認めるとする実務対応報告を公表する場合には、今後議論が必要となる論点を明示し、公表後、速やかに議論を再開してそれらの検討を進め、結論を得られるようにすることが適当である。

- ② 実務対応報告の公表にあたっては、実務の安定に資するものとして、第 331 回企業会計基準委員会議事概要（2016 年 3 月公表）の取扱いを参考に各社においてこれまでに採用された方法が見直されることを意図したものではないことを明示することを検討いただきたい。

【理由】

- ① マイナス金利に関する会計処理方法についてのさらなる議論の必要性

本公開草案における記述からは、マイナス金利の経済的な性質やマイナスの利回りをそのまま利用することの合理性などの分析や議論が必ずしも十分になされていないように見受けられる。十分な検討が行われなまま、適用時期を限定していずれの方法も認めるとする取扱いを公表することは、安定して利用可能な高品質な会計基準の設定には必ずしも寄与しない可能性がある。

例えば、割引率については、いわゆる重要性基準（退職給付に関する会計基準の適用指針第 30 項）の適用が認められているが、実務対応報告によって利回りについて 2 つの方法が優劣なく認められることになると、実務の多様性がさらに増すことになるおそれがある。現時点での金利状況に鑑みるならば、割引率に関する実務の多様性が退職給付債務の会計処理に重要な影響を与えるものではないとも考えられる。しかしながら、潜在的な多様性が存在し続けることは必ずしも適切な状態とはいえない。

したがって、退職給付債務の計算における適切な割引率の設定という観点から、マイナス金利について経済的にどのような性質が考えられるのかを議論し、マイナスの利回りをそのまま利用することがどのような意味を持つのか検討したうえで、いずれの方法が適切であるかを明確にすることが適当と考える。

なお、当面の取扱いとして、いずれの方法も認める実務対応報告を公表する場合であっても、今後どのような議論が検討される予定なのか可能な限り現時点で明示することが実務対応報告の位置付けを理解する上で有用であり、会計基準の利用者にとっての予見可能性を高めることにつながると考えられる。したがって、貴委員会において検討すべきと考えている論点を予め明示したうえで、速やかにそれらの議論を実施していくことが適当と考える。

- ② 各社で採用している方法の見直しを意図したものでないことの明確化

2つの方法を優劣なく認める実務対応報告の公表により、前期において適用した方法の変更の可否や変更する場合の取扱い等に関して多様な考えが生じることが懸念される。実務の安定という観点からは、提案されている2つの方法のうちいずれが適切であるかの結論が得られるまで、2016年3月に公表された第331回企業会計基準委員会の議事概要を参考に行われている取扱いを継続することが望ましいものとする。したがって、当該議事概要の取扱いを参考に各社において採用された方法の見直しが行われることを意図したものである点を実務対応報告において明示することが適切である。

質問2

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】

特になし。

以上